

令和5年第3回千葉市議会定例会議案

議案第89号乃至第124号

令和5年9月



令和5年第3回千葉市議会定例会議案
目 次

議案 番号	議 案 件 名	頁
89	令和5年度千葉市一般会計補正予算(第4号)	別冊
90	令和5年度千葉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	別冊
91	令和5年度千葉市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	別冊
92	令和5年度千葉市動物公園事業特別会計補正予算(第1号)	別冊
93	令和5年度千葉市下水道事業会計補正予算(第1号)	別冊
94	千葉市みんなが輝くまちづくり基金条例の制定について	1
95	千葉市国民健康保険条例の一部改正について	3
96	千葉市衛生関係手数料条例及び千葉市旅館業法施行条例の一部改正について	9
97	千葉市火災予防条例の一部改正について	11
98	千葉市立中学校設置条例の一部改正について	16
99	千葉市都市公園条例の一部改正について	17
100	千葉市下水道条例の一部改正について	19
101	工事請負契約について(千葉市立稲毛国際中等教育学校大規模改造工事(その1))	21
102	工事請負契約について(千葉市立稲毛国際中等教育学校大規模改造電気設備工事(その1))	22
103	製造委託契約について(千葉市動物公園動物科学館学習展示施設改修業務委託)	24
104	和解について	25
105	市道路線の認定及び廃止について	28
106	令和4年度千葉市下水道事業会計剰余金の処分について	43
107	決算の認定について(令和4年度千葉市一般会計歳入歳出決算)	44
108	決算の認定について(令和4年度千葉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算)	45
109	決算の認定について(令和4年度千葉市介護保険事業特別会計歳入歳出決算)	46
110	決算の認定について(令和4年度千葉市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算)	47
111	決算の認定について(令和4年度千葉市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算)	48
112	決算の認定について(令和4年度千葉市霊園事業特別会計歳入歳出決算)	49

議案 番号	議 案 件 名	頁
113	決算の認定について(令和4年度千葉県農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算)	50
114	決算の認定について(令和4年度千葉県競輪事業特別会計歳入歳出決算)	51
115	決算の認定について(令和4年度千葉県地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算)	52
116	決算の認定について(令和4年度千葉県都市計画土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算)	53
117	決算の認定について(令和4年度千葉県市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算)	54
118	決算の認定について(令和4年度千葉県動物公園事業特別会計歳入歳出決算)	55
119	決算の認定について(令和4年度千葉県公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算)	56
120	決算の認定について(令和4年度千葉県学校給食事業特別会計歳入歳出決算)	57
121	決算の認定について(令和4年度千葉県公債管理特別会計歳入歳出決算)	58
122	決算の認定について(令和4年度千葉県病院事業会計決算)	59
123	決算の認定について(令和4年度千葉県下水道事業会計決算)	60
124	決算の認定について(令和4年度千葉県水道事業会計決算)	61

議案第94号

千葉県みんなが輝くまちづくり基金条例の制定について
千葉県みんなが輝くまちづくり基金条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年9月6日提出

千葉市長 神谷俊一

千葉県条例第 号

千葉県みんなが輝くまちづくり基金条例

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に基づき本市が定めた基本的な計画の実現に向けた事業を推進し、未来志向のまちづくりに資するため、千葉県みんなが輝くまちづくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる金額は、次に掲げる額とする。

(1) 市の積立金額

(2) 企業版ふるさと納税による寄附（地域再生法（平成17年法律第24号）第13条の2に規定する寄附をいう。）として受ける寄附金のうち、市長が基金への積立てを適当と認める額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を各会計の歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、本市が行う第1条に規定する事業に必要な経費（本市以外の者が行う同条に規定する事業に対して本市が助成する経費を含む。）の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

みんなが輝くまちづくり基金を設置するため、条例を制定しようとするものであります。

議案第 95 号

千葉市国民健康保険条例の一部改正について

千葉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年 9 月 6 日提出

千葉市長 神 谷 俊 一

千葉市条例第 号

千葉市国民健康保険条例の一部を改正する条例

千葉市国民健康保険条例（昭和 61 年千葉市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条中「第 26 条第 1 項並びに」を「第 26 条第 1 項、」に改め、「第 3 項」の次に「並びに第 26 条の 5 第 1 項及び第 4 項」を加え、同条第 2 号エ中「及び第 72 条の 3 の 2 第 1 項」を「、第 72 条の 3 の 2 第 1 項及び第 72 条の 3 の 3 第 1 項」に、「繰入金及び」を「繰入金並びに」に改める。

第 12 条第 1 項中「附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 15 項」を「附則第 35 条の 2 の 6 第 8 項又は第 11 項」に、「附則第 35 条の 2 の 6 第 15 項」を「附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項」に改める。

第 13 条第 1 項第 1 号中「及び第 21 条第 1 項第 1 号」を「、第 21 条第 1 項第 1 号及び第 26 条の 5 第 1 項第 1 号」に改める。

第 17 条の 2 中「及び同条第 4 項」を「、同条第 4 項」に改め、「同条第 3 項」の次に「、第 26 条の 5 第 2 項において準用する同条第 1 項及び同条第 5 項において準用する同条第 4 項」を加え、同条第 2 号イ中「及び第 72 条の 3 の 2 第 1 項」を「、第 72 条の 3 の 2 第 1 項及び第 72 条の 3 の 3 第 1 項」に改める。

第 18 条中「同条第 1 項」の次に「、第 26 条の 5 第 3 項において準用する同条第 1 項及び同条第 6 項において準用する同条第 4 項」を加え、同条第 2 号イ中「第 72 条の 3 第 1 項」の次に「及び第 72 条の 3 の 3 第 1 項」を加える。

第 26 条第 1 項第 1 号中「附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 15 項」を「附則第 35 条の 2 の 6 第 8 項又は第 11 項」に、「附則第 35

条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第26条の3第2項中「雇用保険受給資格者証」の次に「又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

第26条の4第1項及び第3項第1号中「保険料額」を「保険料率」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(出産被保険者の保険料の減額)

第26条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者（政令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第14条の基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が政令第29条の7第2項第9号又は政令附則第4条第2項第6号に規定する額を超える場合には、当該額）とする（第4項に規定する場合を除く。）。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。次条第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下この条において「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該出産被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。

この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第14条」とあるのは「第17条の3又は第17条の6」と、「政令第29条の7第2項第9号又は政令附則第4条第2項第6号」とあるのは「政令第29条の7第3項第8号又は政令附則第4条第3項第6号」と読み替えるものとする。

- 3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第14条」とあるのは「第19条」と、「政令第29条の7第2項第9号又は政令附則第4条第2項第6号」とあるのは「政令第29条の7第4項第8号」と読み替えるものとする。
- 4 当該年度において、第26条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第11条又は第14条の基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が政令第29条の7第2項第9号又は政令附則第4条第2項第6号に規定する額を超える場合には、当該額）とする。
  - (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
  - (2) 当該出産被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第26条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第14条」とあるのは「第17条の3又は第17条の6」と、「政令第29条の7第2項第9号又は政令附則第4条第2項第6号」とあるのは「政令第29条の7第3項第8号又は政令附則第4条第3項第6号」と読み替えるものとする。
- 6 第4項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第14条」とあるのは「第19条」と、「政令第29条の7第2項第9号又は政令附則第4条第2項第6号」とあるの



は「政令第29条の7第4項第8号」と読み替えるものとする。

(出産被保険者に関する届出)

第26条の6 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。次号において同じ。）
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附則第12項中「未就学児」の次に「又は出産被保険者」を、「第26条の4第1項」の次に「又は第26条の5第1項」を加え、「被保険者均等割額の減額（同条第2項において準用する同条第1項の規定により減額する場合を含む。）」を「減額」に、「第1号に掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と第2号に掲げる額とを合算した額」を「次の各号に掲げる額の合算額」に改め、同項

第1号を次のように改める。

- (1) 当該世帯に属するそれぞれの被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額を合算した額

附則第13項中「同項中」の次に「第26条の4第1項」とあるのは「第26条の4第2項において準用する同条第1項」と、「第26条の5第1項」とあるのは「第26条の5第2項において準用する同条第1項」と、「第11条」とあるのは「第17条の3」と、「第14条」とあるのは「第17条の6」と、「」を加え、「第11条」とあるのは「第17条の3」と、「第14条」とあるのは「第17条の6」とを削る。

附則第14項中「同項中」の次に「未就学児又は出産被保険者」とあるのは「出産被保険者」と、「第26条の4第1項又は第26条の5第1項」とあるのは「第26条の5第3項において準用する同条第1項」と、「第11条又は第14条」とあるのは「第19条」と、「」を加え、「第11条又は第14条」とあるのは「第19条」とを削る。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第26条の3第2項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第10条、第17条の2、第18条、第26条の5及び附則第12項から第14項までの規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。



## 議 案 説 明

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、産前産後の被保険者があ  
る世帯の国民健康保険料を減額するほか、所要の改正を行うため、条  
例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 96 号

千葉県衛生関係手数料条例及び千葉県旅館業法施行条例の一部改正について

千葉県衛生関係手数料条例及び千葉県旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年 9 月 6 日提出

千葉市長 神 谷 俊 一

千葉県条例第 号

千葉県衛生関係手数料条例及び千葉県旅館業法施行条例の一部を改正する条例

(千葉県衛生関係手数料条例の一部改正)

第 1 条 千葉県衛生関係手数料条例 (平成 12 年千葉県条例第 11 号) の一部を次のように改正する。

別表 38 の項中「又は第 3 条の 3 第 1 項」を「、第 3 条の 3 第 1 項又は第 3 条の 4 第 1 項」に、「地位の承継の承認申請に」を「者の地位の承継の承認申請に」に、「旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料」を「旅館業の許可を受けた者の地位の承継の承認申請手数料」に改める。

(千葉県旅館業法施行条例の一部改正)

第 2 条 千葉県旅館業法施行条例 (平成 15 年千葉県条例第 12 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項及び第 3 条中「及び第 3 条の 3 第 3 項」を「、第 3 条の 3 第 2 項及び第 3 条の 4 第 3 項」に改める。

第 12 条第 3 号ア中「第 17 条第 10 号ウ」を「第 17 条第 11 号ウ」に改める。

第 16 条中「第 5 条第 3 号」を「第 5 条第 1 項第 4 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律 (令和 5 年法律第 52 号) の施行の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第 2 条中千葉県旅館業法施行条例第 12 条第 3 号アの改正規定は、公布

の日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

旅館業法の一部改正に伴い、事業譲渡による旅館業の許可を受けた者の地位の承継の承認申請手数料を定めるほか、規定の整備を図るため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 97 号

千葉県火災予防条例の一部改正について

千葉県火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年 9 月 6 日提出

千葉市長 神 谷 俊 一

千葉県条例第 号

千葉県火災予防条例の一部を改正する条例

千葉県火災予防条例（昭和 37 年千葉県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項第 3 号の 2 中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第 11 条の 2 第 1 項中「自動車等（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車又は同項第 10 号に規定する原動機付自転車をいう。第 12 号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力 200 キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第 1 号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第 11 条の 2 第 1 項第 2 号中「その」を削り、同号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第11条の2第1項第4号中「雨水等」を「きょう体には、雨水等」に改め、同項第6号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクターが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクターが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。
第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下この条において同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造としなければならない。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改める。

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない

い。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するとき、この限りでない。

第13条第4項中「第2項並びにこの条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改める。

第16条第1項中「いう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第23条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第2に定めるものとしなければならない」を「健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、この限りでない」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第23条第5項中「前項第2号」を「第3項第2号」に改める。

第44条第1項第16号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第1 厨房設備の項を次のように改める。

厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15注	15	15注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。	
				据置型レンジ	21kW以下	100	15注	15	15注		
				不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	80	0		—
		据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0				
		固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50		50
				木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—		30
	上記に分類されないもの				使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300		200
					使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200		100
					使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100		50

別表第2を次のように改める。

別表第2 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第16条第1項及び第23条の改正規定並びに附則第6項及び第7項の規定は公布の日から、第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定は令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第11条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の千葉県火災予防条例（以下「新条例」という。）第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第5項に規定するものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の4第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に規定するものを除く。）のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、なお従前の例による。
- 5 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、

適用しない。

- 6 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 7 第23条の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、同条第4項の規定に適合しないものについては、なお従前の例による。

~~~~~

## 議 案 説 明

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、急速充電設備の全出力の上限を撤廃するとともに、規制する蓄電池設備の見直しを行うほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 98 号

千葉市立中学校設置条例の一部改正について

千葉市立中学校設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年 9 月 6 日提出

千葉市長 神 谷 俊 一

千葉市条例第 号

千葉市立中学校設置条例の一部を改正する条例

千葉市立中学校設置条例（昭和 39 年千葉市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表千葉市立稲毛高等学校附属中学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

稲毛高等学校附属中学校を廃止するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 99 号

千葉市都市公園条例の一部改正について

千葉市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年 9 月 6 日提出

千葉市長 神 谷 俊 一

千葉市条例第 号

千葉市都市公園条例の一部を改正する条例

千葉市都市公園条例（昭和 34 年千葉市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

「

総合体育館	年末年始（12月29日から翌年1月3日までの日をいう。以下この表において同じ。）以外の日	午前9時から午後9時（バスケットコートにあっては、午後5時）まで	を
集会所		午前9時から午後5時まで	

」

「

総合体育館	年末年始（12月29日から翌年1月3日までの日をいう。以下この表において同じ。）以外の日	午前9時から午後9時（バスケットコートにあっては、午後5時）まで	に
-------	----------------------------------------------	----------------------------------	---

」

改める。

別表第 8 中第 1 項を削り、第 2 項を第 1 項とし、第 3 項を第 2 項とし、第 4 項を第 3 項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議 案 説 明

千葉公園の集会所を廃止するため、条例の一部を改正しようとする
ものであります。

議案第100号

千葉市下水道条例の一部改正について

千葉市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年9月6日提出

千葉市長 神谷俊一

千葉市条例第 号

千葉市下水道条例の一部を改正する条例

千葉市下水道条例（昭和38年千葉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「580円」を「611円」に、「17円」を「18円」に、「111円」を「117円」に、「152円」を「161円」に、「188円」を「199円」に、「229円」を「242円」に、「267円」を「282円」に、「297円」を「314円」に、「329円」を「348円」に、「359円」を「379円」に、「72円」を「75円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後の使用に係る公共下水道の使用料について適用し、施行日前の使用に係る公共下水道の使用料については、なお従前の例による。

3 前項の場合において、施行日以後に徴収する使用料のうちその算定の基礎となる排除した汚水の量に係る公共下水道の使用期間が施行日前から引き続けているものについては、各日均等に公共下水道に汚水を排除したものとみなして、日割によって計算する。

4 前項の規定により算定した使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。



議 案 説 明

資金不足を解消することを目的として、使用料を改定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第101号

工事請負契約について

市は、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和5年9月6日提出

千葉市長 神谷 俊一

- 1 工 事 名 千葉市立稲毛国際中等教育学校大規模改造工事（その1）
- 2 施工場所 千葉市美浜区高浜3丁目1番1号
- 3 工事概要 (1) 内部改修一式
(2) 屋上防水改修一式
(3) 外壁改修一式
(4) エレベータ棟及び給食受取室等増築
- 4 契約方法 制限付一般競争入札（総合評価落札方式）
- 5 契約金額 1,249,600,000円
- 6 工 期 契約締結日の翌日から令和7年3月17日まで
- 7 請 負 者 千葉市中央区富士見1丁目15番8号
杉田・五稜建設共同企業体
代表者 千葉市中央区富士見1丁目15番8号
杉田建設株式会社
代表取締役 岡部 一郎
千葉市若葉区源町107番地
五稜建設株式会社
代表取締役 寺谷 誠臣

~~~~~

議 案 説 明

稲毛国際中等教育学校大規模改造工事（その1）を行うための工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決を求めるものであります。



議案第102号

工事請負契約について

市は、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和5年9月6日提出

千葉市長 神谷 俊一

- 1 工事名 千葉市立稲毛国際中等教育学校大規模改造電気設備工事  
(その1)
- 2 施工場所 千葉市美浜区高浜3丁目1番1号
- 3 工事概要 (1) 受変電設備改修一式  
(2) 幹線設備改修一式  
(3) 動力設備改修一式  
(4) 電灯設備改修一式  
(5) 構内配電線路改修一式  
(6) 弱電設備改修一式  
(7) 自動火災報知設備改修一式  
(8) 外構改修一式
- 4 契約方法 制限付一般競争入札(総合評価落札方式)
- 5 契約金額 330,000,000円
- 6 工期 契約締結日の翌日から令和7年2月6日まで
- 7 請負者 千葉市若葉区小倉町882番地20  
富田・環テク建設共同企業体  
代表者 千葉市若葉区小倉町882番地20  
富田電機工業株式会社  
代表取締役 富田 一郎  
千葉市若葉区桜木6丁目2番2号  
環境テクノス株式会社  
代表取締役 塚田 浩康

~~~~~

議 案 説 明

稲毛国際中等教育学校大規模改造電気設備工事（その１）を行うための工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、議決を求めるものがあります。

議案第103号

製造委託契約について

市は、次のとおり製造委託契約を締結するものとする。

令和5年9月6日提出

千葉市長 神谷 俊一

- | | | |
|---|--------|----------------------------------------------|
| 1 | 委託名 | 千葉市動物公園動物科学館学習展示施設改修業務委託 |
| 2 | 委託概要 | 学習展示施設改修一式 |
| 3 | 契約方法 | 制限付一般競争入札 |
| 4 | 契約金額 | 587,400,000円 |
| 5 | 委託期間 | 契約締結日の翌日から令和7年3月22日まで |
| 6 | 委託の相手方 | 東京都港区台場2丁目3番4号
株式会社乃村工藝社
代表取締役社長 奥本 清孝 |

~~~~~

議案説明

動物公園動物科学館学習展示施設改修を行うための製造委託契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決を求めるものであります。

## 議案第104号

### 和解について

市は、次のとおり和解するものとする。

令和5年9月6日提出

千葉市長 神谷 俊一

### 1 相手方

千葉市中央区千葉港2番1号  
千葉中央コミュニティセンター1F  
行政書士法人北野国際事務所  
社員 大塚 真矢

### 2 事案の概要

- (1) 市は、千葉中央コミュニティセンター1階に所在する事業所（以下「本物件」という。）を相手方に対し令和6年4月19日まで賃貸する契約（以下「本契約」という。）を締結している。
- (2) 市は、千葉中央コミュニティセンターの再整備を予定していることから、相手方に対し立退料を支払うことを条件に本物件から退去することを求めた。

### 3 和解条項

- (1) 市及び相手方は、第20号に規定する千葉市議会の議決を得た日をもって本契約を解約することに合意する。
- (2) 相手方は、市に対し、令和7年3月31日（以下「明渡期限」という。）までに本物件を明け渡すものとする。
- (3) 相手方は、明渡期限までに、相手方の所有する備品その他の動産であって、建物との分離が容易なものを相手方の責任と費用負担により搬出した上で、本物件を市に明け渡すものとする。
- (4) 相手方は、相手方が本物件内に付設した造作、附属設備その他相手方の費用をもって設置した物品、備品等について、市に対し買取りの請求を一切行わないものとする。

- (5) 相手方が明渡期限後において本物件に残置した相手方の所有する備品その他の動産（以下「残置物」という。）については、相手方はその所有権を放棄したものとみなす。
- (6) 市は、残置物を自由に処分することができるものとする。この場合において、相手方は、異議その他名目の如何にかかわらず、何らの請求、申立て等を一切行わないものとする。
- (7) 市が残置物であって、建物との分離が容易なものを処分するに当たって費用が生じたときは、市は、その費用を相手方に請求し、又は敷金をその費用に充当することができるものとする。
- (8) 市は、本物件の明渡しが完了したことを確認したときは、相手方に対し、立退料として7, 514, 668円を支払うものとする。
- (9) 市は、前号の立退料について、相手方による請求を受けた日から30日以内に相手方の指定する預金口座に振り込むことにより支払うものとする。
- (10) 相手方は、本契約の解約日の翌日から明渡期限までの間においては、本契約の解約日の翌日から本物件の明渡しが完了する日までの期間に係る本契約における賃料、共益費及び電気料金等の諸費用の額に相当する額を、本契約の例により、市に対し支払うものとする。
- (11) 相手方は、本物件を明渡期限までに明け渡さないときは、その理由の如何にかかわらず、違約金として、明渡期限の翌日から明渡し完了する日までの期間に係る本契約における賃料の倍額並びに共益費及び電気料金等の諸費用の額に相当する額を市に対し支払わなければならない。
- (12) 相手方は、本物件の明渡しの遅滞により市に前号の違約金の額を超える損害が生じた場合、同号の違約金の支払により当該損害に対する責任を免れるものではない。
- (13) 市は、違約金を立退料と相殺することができるものとする。
- (14) 市は、本物件の明渡し完了を確認し、かつ、本契約及び本和解条項に基づく相手方の債務が全て履行されたと認めるときは、相手方に対し敷金を返還するものとする。ただし、本契約又は本和解条項に基づく相手方の債務が残存する場合は、市は、敷金を

もって相手方の債務の弁済に充当することができるものとする。

- (15) 市は、前号の規定により返還することとなる敷金について、相手方による請求を受けた日から30日以内に相手方の指定する預金口座に振り込むことにより返還するものとする。
- (16) 市及び相手方は、本契約及び本和解条項に関する一切の紛争につき、千葉地方裁判所を管轄裁判所とする。
- (17) 本契約と本和解条項とで定めが異なる事項については、本和解条項の定めが優先する。
- (18) 本和解条項に定めのない事項については、本契約の定めに従うものとする。
- (19) 市及び相手方は、本件に関し、本契約及び本和解条項に定めるほか何ら債権債務のないことを確認し、今後いかなる事情が発生しても異議を申し立てないことを確約する。
- (20) 本和解条項は、千葉市議会の議決を得たときに効力を生ずるものとし、千葉市議会の議決を得られなかったときは無効とする。その場合、市は一切の責任を負わないものとする。

~~~~~

議 案 説 明

和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第105号

市道路線の認定及び廃止について

市は、次のとおり市道路線の認定及び廃止をするものとする。

令和5年9月6日提出

千葉市長 神谷 俊一

市道路線認定調書

整理番号	路線名	起点	終点	市道路線認定図番号
①	長洲53号線	長洲2丁目地内	長洲2丁目地内	1
②	大森町94号線	大森町地内	大森町地内	2
③	大森町95号線	大森町地内	大森町地内	
④	大森町96号線	大森町地内	大森町地内	
⑤	星久喜町184号線	星久喜町地内	星久喜町地内	3
⑥	小倉町222号線	小倉町地内	小倉町地内	4
⑦	若松町252号線	若松町地内	若松町地内	5
⑧	宮野木町342号線	宮野木町地内	宮野木町地内	6
⑨	園生町220号線	園生町地内	園生町地内	7
⑩	千種町98号線	千種町地内	千種町地内	8
⑪	おゆみ野有吉23号線	おゆみ野有吉地内	おゆみ野有吉地内	9
⑫	古市場町107号線	古市場町地内	古市場町地内	10
⑬	大膳野町30号線	大膳野町地内	大膳野町地内	11
⑭	土気町162号線	土気町地内	土気町地内	12

市道路線廃止調書

整理番号	路線名	起点	終点	摘要	市道路線廃止図番号
①	小深町18号線	小深町地内	小深町地内	全部廃止	1

整理番号① 市道路線認定図1



整理番号②③④ 市道路線認定図2



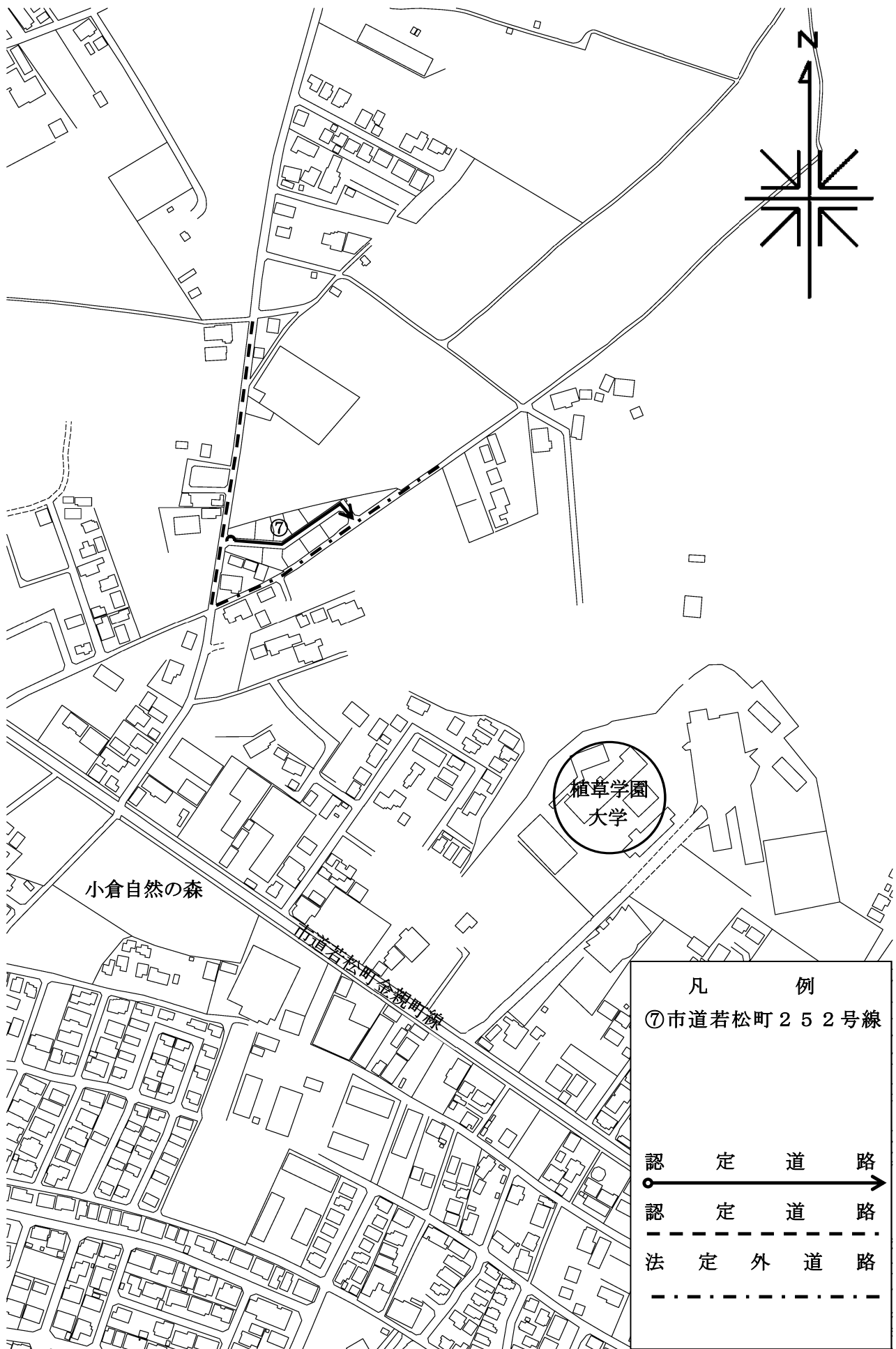
整理番号⑤ 市道路線認定図3



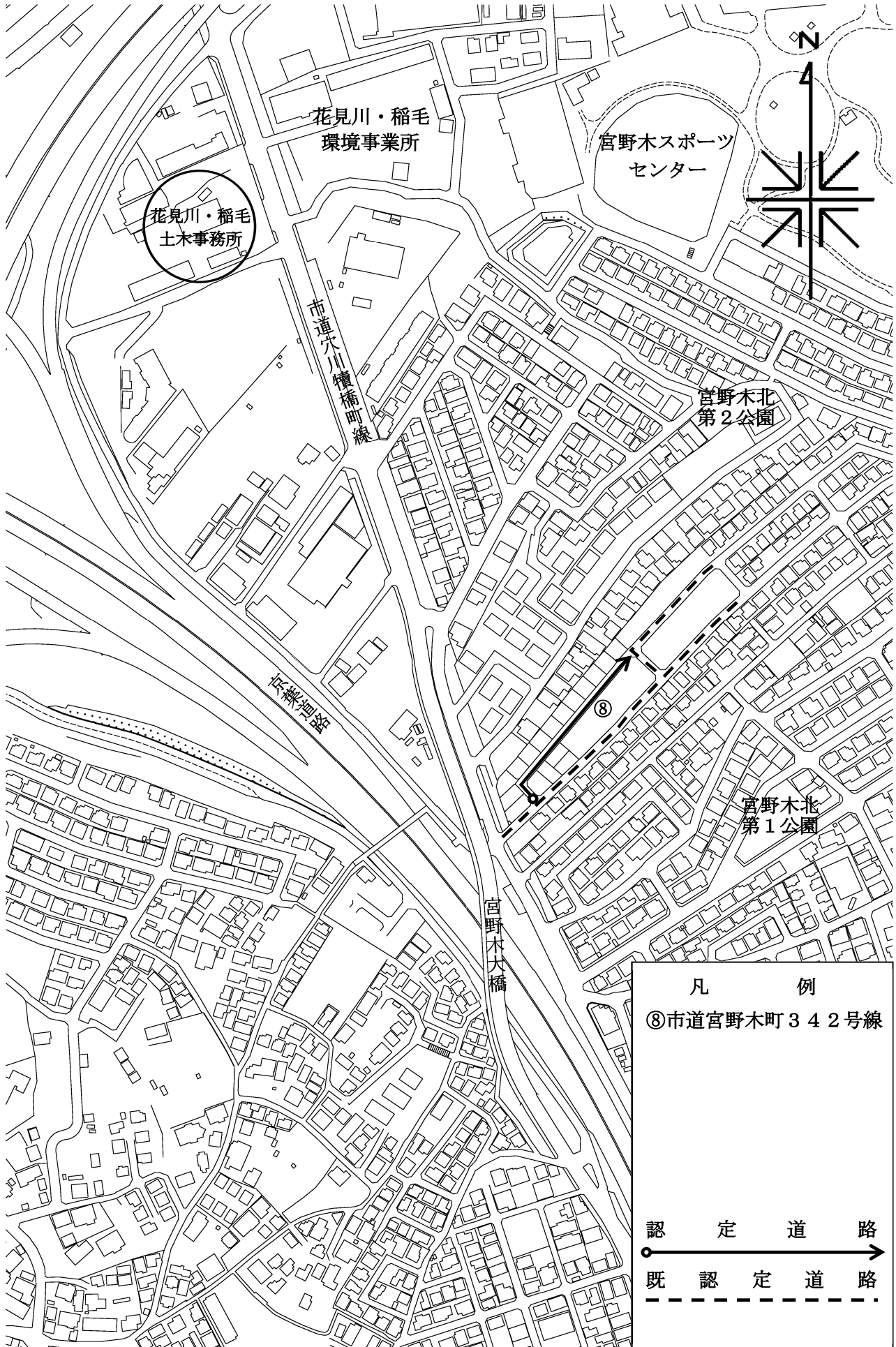
整理番号⑥ 市道路線認定図4



整理番号⑦ 市道路線認定図5



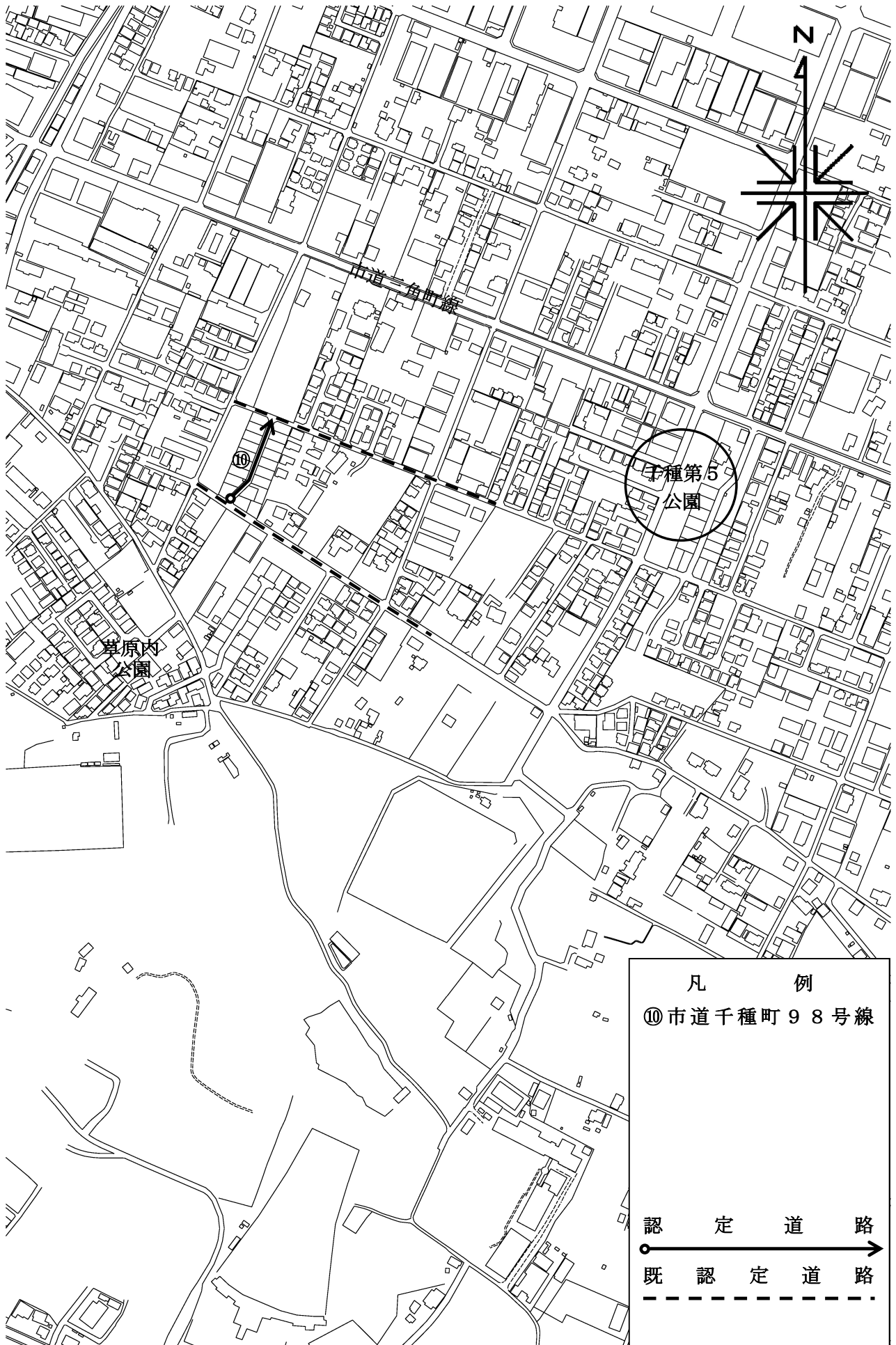
整理番号⑧ 市道路線認定図6



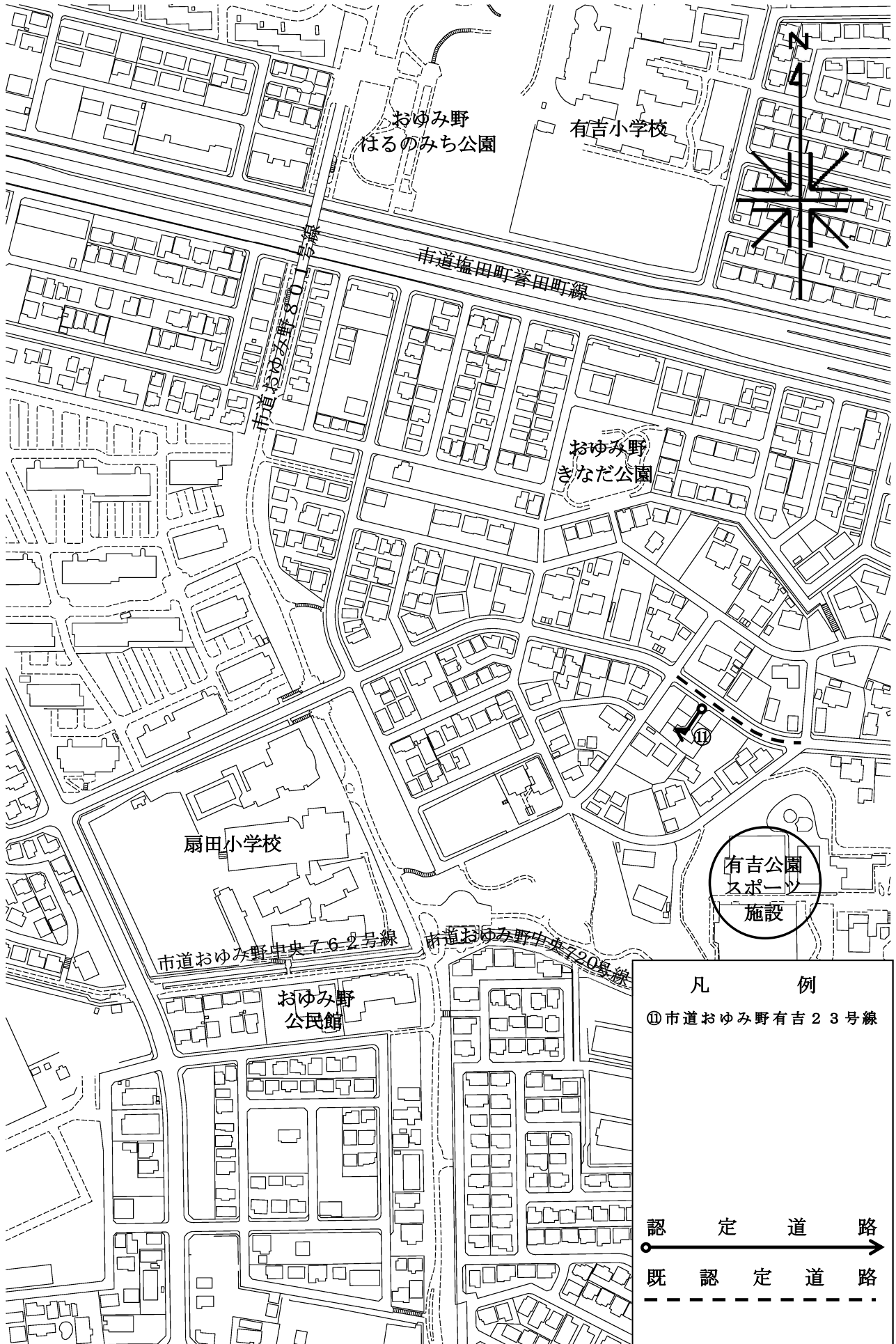
整理番号⑨ 市道路線認定図7



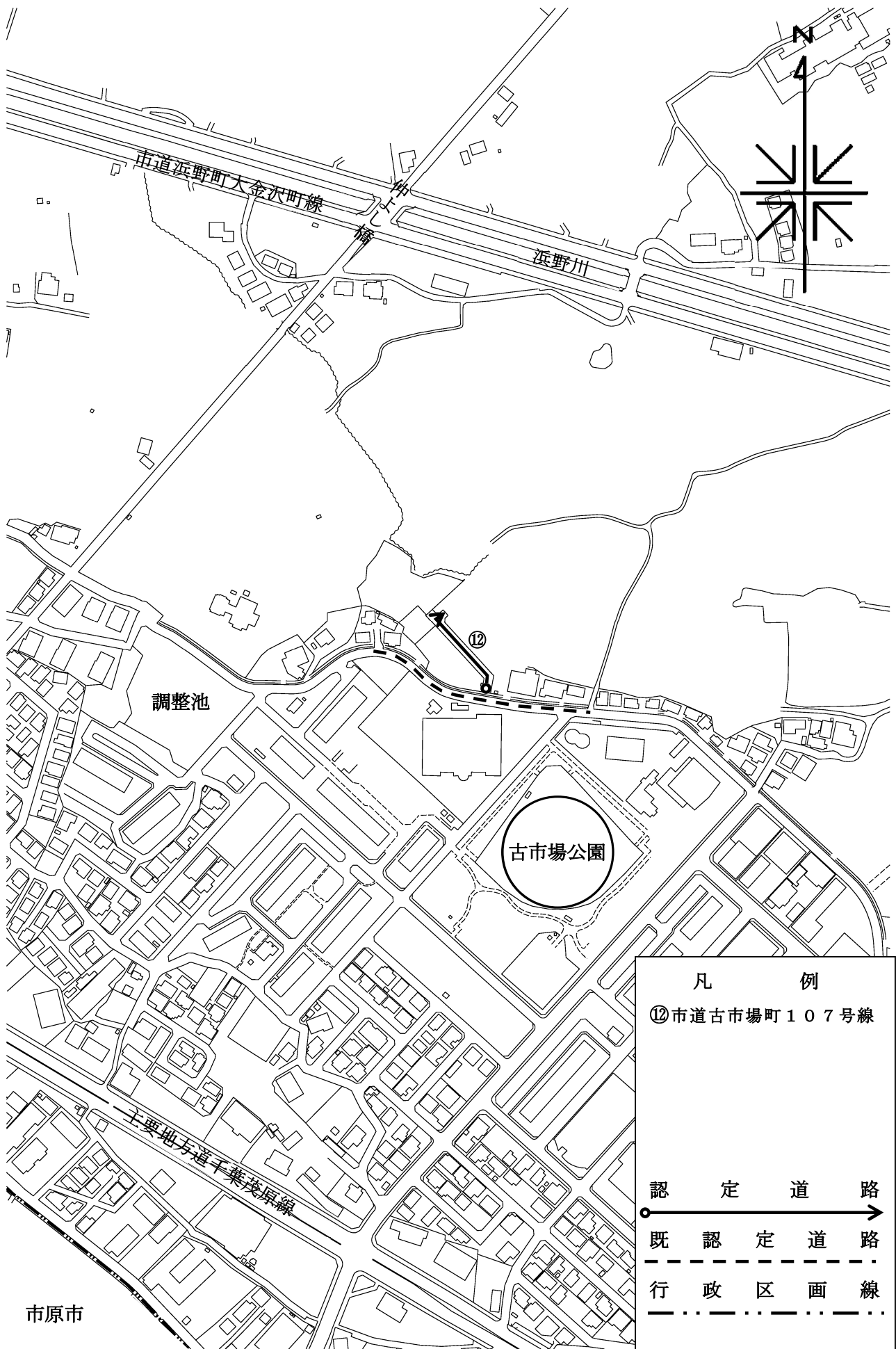
整理番号⑩ 市道路線認定図8



整理番号⑪ 市道路線認定図9



整理番号⑫ 市道路線認定図10



整理番号⑬ 市道路線認定図11



整理番号① 市道路線廃止図1



~~~~~

## 議 案 説 明

市道路線の認定及び廃止について、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第106号

令和4年度千葉市下水道事業会計剰余金の処分について

令和4年度千葉市下水道事業会計剰余金を次のとおり処分するものとする。

令和5年9月6日提出

千葉市長 神谷俊一

1 資本剰余金の処分

令和4年度千葉市下水道事業会計資本剰余金20,789,353,830円のうち受贈財産評価額323,156,705円を処分する。

2 未処分利益剰余金の処分

令和4年度千葉市下水道事業会計未処分利益剰余金1,785,194,918円のうち891,486,789円を減債積立金に積み立て、893,708,129円を資本金に組み入れる。

~~~~~

議案説明

令和4年度千葉市下水道事業会計剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項及び第3項の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第107号

決算の認定について

令和4年度千葉市一般会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

令和5年9月6日提出

千葉市長 神谷俊一

1 令和4年度千葉市一般会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

令和4年度千葉市一般会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第108号

決算の認定について

令和4年度千葉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、  
議会の認定を求める。

令和5年9月6日提出

千葉市長 神谷俊一

- 1 令和4年度千葉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

令和4年度千葉市国民健康保険事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものがあります。

議案第109号

決算の認定について

令和4年度千葉市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

令和5年9月6日提出

千葉市長 神谷俊一

1 令和4年度千葉市介護保険事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

令和4年度千葉市介護保険事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めます。

議案第110号

決算の認定について

令和4年度千葉市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

令和5年9月6日提出

千葉市長 神谷俊一

- 1 令和4年度千葉市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

令和4年度千葉市後期高齢者医療事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第111号

決算の認定について

令和4年度千葉市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

令和5年9月6日提出

千葉市長 神谷俊一

- 1 令和4年度千葉市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

令和4年度千葉市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第112号

決算の認定について

令和4年度千葉市霊園事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

令和5年9月6日提出

千葉市長 神谷俊一

1 令和4年度千葉市霊園事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

令和4年度千葉市霊園事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第113号

決算の認定について

令和4年度千葉市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

令和5年9月6日提出

千葉市長 神谷俊一

- 1 令和4年度千葉市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

令和4年度千葉市農業集落排水事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものがあります。

議案第114号

決算の認定について

令和4年度千葉市競輪事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

令和5年9月6日提出

千葉市長 神谷俊一

1 令和4年度千葉市競輪事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

令和4年度千葉市競輪事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第 1 1 5 号

決算の認定について

令和 4 年度千葉市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算について、
議会の認定を求める。

令和 5 年 9 月 6 日提出

千葉市長 神 谷 俊 一

1 令和 4 年度千葉市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議 案 説 明

令和 4 年度千葉市地方卸売市場事業特別会計の決算について、地方  
自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定に基づき、議会の認定を求めるもので  
あります。

議案第116号

決算の認定について

令和4年度千葉市都市計画土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

令和5年9月6日提出

千葉市長 神谷俊一

- 1 令和4年度千葉市都市計画土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算  
(別冊)

~~~~~

議案説明

令和4年度千葉市都市計画土地区画整理事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第117号

決算の認定について

令和4年度千葉市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

令和5年9月6日提出

千葉市長 神谷俊一

1 令和4年度千葉市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

令和4年度千葉市市街地再開発事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものがあります。

議案第118号

決算の認定について

令和4年度千葉市動物公園事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

令和5年9月6日提出

千葉市長 神谷俊一

1 令和4年度千葉市動物公園事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

令和4年度千葉市動物公園事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めます。

議案第119号

決算の認定について

令和4年度千葉市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

令和5年9月6日提出

千葉市長 神谷俊一

1 令和4年度千葉市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

令和4年度千葉市公共用地取得事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものがあります。

議案第120号

決算の認定について

令和4年度千葉市学校給食事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

令和5年9月6日提出

千葉市長 神谷俊一

1 令和4年度千葉市学校給食事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

令和4年度千葉市学校給食事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めます。

議案第121号

決算の認定について

令和4年度千葉市公債管理特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

令和5年9月6日提出

千葉市長 神谷俊一

1 令和4年度千葉市公債管理特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

令和4年度千葉市公債管理特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第122号

決算の認定について

令和4年度千葉市病院事業会計決算について、議会の認定を求める。

令和5年9月6日提出

千葉市長 神谷俊一

1 令和4年度千葉市病院事業会計決算(別冊)

~~~~~

議案説明

令和4年度千葉市病院事業会計の決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第123号

決算の認定について

令和4年度千葉市下水道事業会計決算について、議会の認定を求める。

令和5年9月6日提出

千葉市長 神谷俊一

1 令和4年度千葉市下水道事業会計決算(別冊)

~~~~~

議案説明

令和4年度千葉市下水道事業会計の決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第124号

決算の認定について

令和4年度千葉市水道事業会計決算について、議会の認定を求める。

令和5年9月6日提出

千葉市長 神谷俊一

1 令和4年度千葉市水道事業会計決算(別冊)

~~~~~

議案説明

令和4年度千葉市水道事業会計の決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。